

○花巻市醸造技術習得支援事業補助金交付要綱

平成29年 9月25日告示第314号

花巻市醸造技術習得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 花巻市において、ぶどう、りんご、西洋梨、ブルーベリー及び梅（以下「果実」という。）を原料とする酒類製造者の確保、育成及び定着を図るため、醸造技術の習得に資する研修を受ける者（以下「研修生」という。）を、酒類製造者等（以下「研修受入者」という。）が受入れる場合の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、研修受入者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、受入れる研修生1人につき1日5,000円とし、研修を実施する日数に乗じて得た金額とする。

(研修生の要件)

第4条 補助事業の対象となる研修生は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内で果実を原料とする酒類を製造又は外部への委託により製造した酒類を販売する意向があること。
- (2) 酒類製造を業とする法人等と雇用契約を締結している被雇用者でないこと。

(研修受入者の要件)

第5条 補助事業の対象となる研修受入者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自己の醸造場を所有していること。
- (2) 酒税法(昭和28年法律第6号)の規定による酒類の製造免許を取得していること。
- (3) 果実を原料とする酒類の製造実績を有していること。
- (4) 研修計画に基づく醸造技術の指導を確実に実行できること。

(研修内容の要件)

第6条 補助事業の対象となる研修内容は、果実を原料とする酒類の醸造工程に関する知識及び技術、その他醸造に関連する内容とする。

(研修期間の要件)

第7条 補助事業の対象となる研修期間は、研修生及び研修受入者が合意した期間とする。

(補助事業の事前承認)

第8条 研修生を受入れようとする者は、醸造技術習得研修計画(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請内容を、第4条から前条に掲げる要件について審査し、補助金の交付が適当と認めた場合は、これを承認するものとする。

(研修の報告)

第9条 研修受入者は、前条に規定する研修計画による研修終了後、醸造技術習得研修状況報告書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

醸造技術習得研修計画

年 月 日

花巻市長 様

申請者

住 所
氏 名

(法人の場合は、法人名及び代表者氏名)
電話番号

㊟

花巻市醸造技術習得支援事業補助金交付要綱第8条に規定する研修計画を提出します。

1 受け入れる研修生

氏 名		生年月日 年 月 日	性別
住 所			
電話番号			
現在の職業			
これまでに受講した 醸造に関する講座等			

2 研修場所及び研修期間等

研修場所			
原料となる果実		技術習得研修を 行おうとする酒類	
研修期間及び日数	年 月 日～ 年 月 日 (日間)		
具体的な研修内容			

本計画に基づき、研修を受講します。

年 月 日

研修生

住 所
氏 名
電話番号

㊟

様式第2号 (第9条関係)

醸造技術習得研修状況報告書

年 月 日

花巻市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人の場合は、法人名及び代表者氏名)

電話番号

㊦

花巻市醸造技術習得支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき研修状況を報告します。

1 研修生

氏 名		生年月日 年 月 日	性別
住 所			
電話番号			
現在の職業			

2 研修場所及び研修期間等

研修場所			
原料とした果実		技術習得研修を 行った酒類	
研修期間及び日数	年 月 日～ 年 月 日 (日間)		

3 添付書類

研修日誌・研修実施にかかる写真・その他必要な書類